

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月15日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和元年7月2日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス土器店

丸亀市土器町東六丁目451番地 外

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- ・ 周辺農地の営農活動に影響がないように、照明等十分配慮すること。
- ・ 造成時、濁水を流さないように留意すること。
- ・ 公害防止条例の工場等の指定業種に該当するので、必要な届出を行うこと。また、周辺の環境に配慮し、特に夜間騒音について、規制基準を満足させること。記載の通り、騒音等の苦情が発生した際は、誠意をもって対応すること。
- ・ 地元雇用の確保に努めること。
- ・ 地元(自治会)の意見を聴くように努め、自治会の加入を検討すること。
- ・ 高さ10mを超える広告看板塔について、景観法ならびに景観条例に基づく協議書、届出書を提出すること。
- ・ 通行の際に市道を損傷した場合は原因者において早急に復旧すること。また、市道部分に工事が発生する場合は、道路施工承認を申請すること。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	令和元年11月15日から同年12月15日まで